

セーフティネット保証2号に係る提出書類等について (輸入制限を行う事業者関係)

1 認定基準

(1) 対象者（以下のいずれかに該当する方）

- イ 輸入制限を行う事業者と直接取引を行っている中小企業者（※1）（様式イを使用）
 ロ 輸入制限を行う事業者との間接的な取引の連鎖関係にある中小企業者（様式ロを使用）

(2) 認定要件（以下のすべてを満たすこと）

- ① 輸入制限を行う事業者に対する取引依存度（※2）が20%以上であること。
 ② 最近1箇月間の売上高等が前年同月比で10%以上（※3）減少していること。
 ③ その後の（②の最近1箇月間と連続した）2箇月間を含む3箇月間（※4）の売上高等が前年同期比で10%以上（※3）減少することが見込まれること。

（※1）直接取引と間接的な取引の連鎖関係の両方に該当する中小企業者は様式イを使用してください。
 （※2）6箇月間又は12箇月間（1年間）における取引依存度を確認します（選択可）。
 （※3）売上高の減少率は、「20%以上」から「10%以上」に緩和されています。
 （※4）最近2箇月間の実績値とその翌月1箇月の見込みを含む3箇月間とすることも可能です。
 ただし、最近3箇月間の実績値とすることはできません（必ず1箇月間は見込みを含むこと）。

2 認定申請に係る提出書類

(1) 申請者が法人の場合

1	2号【(イ)又は(ロ)】認定申請書	1部
2	2号【(イ)又は(ロ)】計算書〔輸入制限を行う事業者〕	1部
3	履歴事項全部証明書等の、登記情報が確認できる資料（写し可） ※ 認定申請日から3箇月以内に発行されたもの ※ 京都市内に事業所があることを確認ができない場合、許認可証や賃貸契約書等の写しが追加が必要です。	1部
4	輸入制限を行う事業者と直接取引を行っている又は間接的な取引の連鎖関係にあることが確認できる資料（決算書、売上台帳、仕上台帳、総勘定元帳、納品書等）の写し ※ 間接的な取引の連鎖関係にあることについて、ヒアリングで確認することがあります。	1部
5	売上高等の減少が確認できる資料（試算表、売上台帳、総勘定元帳等）の写し	1部

(2) 申請者が個人の場合

1	2号【(イ)又は(ロ)】認定申請書	1部
2	2号【(イ)又は(ロ)】計算書〔輸入制限を行う事業者〕	1部
3	直近の確定申告書の写し ※ 京都市内に事業所があることを確認できない場合、許認可証や開業届、賃貸契約書等の写しが追加が必要です。	1部
4	輸入制限を行う事業者と直接取引を行っている又は間接的な取引の連鎖関係にあることが確認できる資料（確定申告書、売上台帳、仕上台帳、納品書等）の写し ※ 間接的な取引の連鎖関係にあることについて、ヒアリングで確認することがあります。	1部
5	売上高等の減少が確認できる資料（確定申告書、試算表、売上台帳、請求書等）の写し	1部

3 留意事項

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がありますので、金融機関等との事前事後の御相談は十分に行ってください。
- ・ 認定書を用いて信用保証協会へ申込みができる期間は発行日から起算して30日間です。

（裏面に続く）

2号認定申請書及び計算書作成にあたっての注意事項

1 事業活動の制限が開始された日

令和5年8月24日

2 取引依存度について

- ・ 取引依存度は、ALPS 処理水の海洋放出に伴い、日本国からの水産物の輸入制限を行う諸外国において、日本国からの水産物の「輸入制限を行う事業者」との直接取引又は間接的な取引における売上高・仕入高等で、20%以上取り扱っていることが必要です。
- ・ 算出方法として、直近の決算書または申告書の資料に基づき算出することが考えられます。
- ・ 半期の資料に基づいて算出することも可能です。
- ・ 取引期間が1年未満の場合は、6箇月間で算出してください。
- ・ 取引依存度を高くする為に恣意的に取引期間を設定し算出したものは無効とします。

3 売上高の減少について

- ・ 売上高の減少については、前年の同期に比べて10%以上減少していることが必要です。
- ・ 最近1箇月間とは、原則として令和5年8月24日以後の、指定期間内の1箇月間のことです。
- ・ その後の2箇月間を含む3箇月間は、連続していることが必要です。

4 今後の見込みについて

- ・ 今後の見込みについては、申請者が業況を判断してください。
- ・ 制限が開始された日以降の連続する2箇月間の実績値と翌月の見込み値でも申請は可能です。

5 確認資料について

- ・ 取引依存度の確認資料として、決算資料や売上台帳、仕上台帳、納品書など「輸入制限を行う事業者」と直接取引を行っている又は間接的な取引の連鎖関係にあることが確認できる資料が必要です。また、間接的な取引の連鎖関係にあることについて、ヒアリングで確認することがあります。
- ・ 売上高の減少については、試算表や売上台帳など売上高の確認できる資料が必要です。

6 指定期間

- ・ 令和5年8月24日から令和7年2月23日まで
- ・ 指定期間は、認定申請を行うことができる期間です。そのため、指定期間後であっても、信用保証協会に保証申込みを行うことが可能です。ただし、本認定書を用いて信用保証協会に申込みができる期間は、発行日から起算して30日間です。